

令和3年2月吉日

お客様各位

株式会社家守り
代表取締役社長 岡田 浩一

「社名変更のご案内とそれに伴う諸手続きのご連絡」

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さてこのたび当社は、「家を守る」という事業の原点でもある我々のミッションをさらに推進するため、令和3年3月1日付で株式会社家守りに社名変更致します。ご提供させていただいている保証商品サービス等に変更はございませんが、令和3年3月1日以降の取引上の実務に関しまして、下記の通りご案内させていただきます。お手数をおかけしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。 敬具

記

1. 新社名および本社所在地

商号 株式会社家守り（旧商号 株式会社家守りホールディングス）

住所 〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-5-4 偕楽ビル（外神田）5階

TEL：03-6860-0087 FAX：03-6860-0088(本社所在地、TEL及びFAXに変更はございません)

2. 長期、短期保証商品に関して

令和3年3月8日以降の保証書発行依頼のものより、新商号での保証書にて発行とさせていただきます。

3. 契約書等の取扱いについて

令和3年2月28日までに旧商号で締結させていただいております各種契約書につきましては、新商号への変更後も引き続き有効でございます。ただし、新商号への変更が必要な契約書等がございましたら、お申し付けくださいますようお願い申し上げます。なお、契約書の再締結や覚書の締結等対応が必要な契約書を締結されているお客様には、別途ご連絡の上、ご対応をお願いさせていただきます。

4. 各種書類の取扱いについて

1) 令和3年3月1日以降の日付でお客様及びお取引様より弊社宛に発行していただく各種書類（見積書、請求書、注文書、領収書等）は、新商号での記載をお願い申し上げます。

2) 令和3年3月1日以降の日付で弊社から発行する各種書類（見積書、請求書、注文書、領収書等）は、新商号での記載にて発行させていただきます。

3) 令和3年2月28日までの旧商号が記載された各証書は有効となります。

5. その他の商号変更手続を要する書類について

印鑑届やその他商号変更手続を要する書類は、弊社宛にご送付のほどお願い申し上げます。

6. 弊社振込銀行口座名義について

社名変更に伴い、口座名義が下記の通り変更となりました。

（旧）口座名義 株式会社家守りホールディングス （新）口座名義 株式会社家守り

支店名・口座種別・口座番号には変更ありません。しばらくは旧社名でのお振込みが可能です。

社内システム等に口座情報を登録されているお客様は、変更をお願いいたします。

7. お問い合わせ先

TEL：03-6860-0087 株式会社家守り 経営管理本部または社長室